

銀行・証券業等は対象外に 決定パネルと紛争解決パネルの違い…etc.

D課税・利益A スコープ&税の安定性

デジタル課税第1の柱・利益A（国家間の利益配分）の大枠が見えてきた。

利益Aを巡る残された論点として企業の注目を集めていたのが、利益Aのスコープ（対象外となる範囲と、利益Aを巡る紛争の予防・解決のための「税の安定性」の仕組みだ。OECDは4月中旬～5月末にかけて利益Aに関する市中協議文書を立て続けに4本公表、これらの論点について一定の方向性を示している。

このうち「スコープ」については、日本の鉄鋼メーカーや石油化学メーカーから自社製品が「利益Aという採掘に部分的に該当するのではないか」との懸念の声が上がっていたが、基本的には該当しないことが確認されたほか、証券・保険業も一定の要件を満たせば利益Aから除外されることが確認されている。

「税の安定性」の市中協議文書は、利益A「そのもの」に関する税の安定性をテーマする「第1分冊」と、利益Aに「関連する」税の安定性をテーマとする「第2分冊」から構成されており、企業が重大な関心を持つ紛争の予防・解決に対するOECDの高い問題意識がうかがえる。前者では「決定パネル」、後者では「紛争解決パネル」と呼ばれる紛争を予防・解決する仕組みが示されている。

本特集では、利益Aの「スコープ」と、「税の安定性」を確保するための仕組みに関する市中協議文書の内容を解説する。

▶スコープ

▶ 採掘除外は基本的に日本企業と関係なし

利益Aのスコープ（対象）外として、「採掘除外」と「規制金融除外」という2つのルールが設けられることは既に包摂的枠組が2020年1月31日に公表した「デジタル課税に関するステートメント」の段階で確定しているが（本誌823号参照）、その詳細はこれ

まで明らかでなかった。こうした中、OECDは4月14日からまず「採掘除外」に関する公開市中協議を開始した。

「採掘除外」には3つのポイントがある。1つ目のポイントが採掘の意義だ。市中協議文書では、「採掘業」と言えるには、製品テス